## 令和4年度 部活動・活動方針

仙台市立沖野中学校

- 1 部活動のねらい
  - (1) 人格の形成や精神面での成長、忍耐力を身に付けるなど、人間性の育成を図る。
  - (2) 人との関わり方(対人関係等)やコミュニケーション能力を育てる。
  - (3) 生徒のバランスのとれた心身の成長と、充実した学校生活の実現を図る。
- 2 入部・退部について
  - (1)入部について

入部については、任意とする。

3年間継続しての活動を推奨する。設定された見学·仮入部期間を利用し、熟慮した上で入部を決定することが望ましい。

入部を希望した場合、所定の入部届を学級担任に提出する。

(2) 退部について

諸事情で退部を考えている場合、保護者、顧問及び学級担任と十分な話し合いを行った上で、 最終的な判断を行う。

退部に至った場合、所定の退部届を顧問及び学級担任に提出する。

3 設置する部活動について

| 1  | 野球                   | 1 1 | バドミントン(男)      |
|----|----------------------|-----|----------------|
| 2  | サッカー                 |     | バドミントン (女)     |
| 3  | 陸上                   | 13  | 卓球             |
| 4  | ソフトボール(女)            | 14  | 剣道             |
| 5  | ソフトテニス(男)            | 15  | 吹奏楽            |
| 6  | ソフトテニス(女)            | 16  | 科学技術           |
| 7  | バレーボール(男)            | 17  | 美術             |
| 8  | バレーボール(女)            | 18  | 駅伝             |
| 9  | バスケットボール(男)          | 19  | 水泳など、季節による特設の部 |
| 10 | バスケットボール(女)          |     |                |
|    | ツ (田) (士) の言 3 のおいかけ |     | 田ナレナス並がごせ      |

- ※(男)(女)の記入のない部は、男女とも入部が可能。
- 4 活動時間及び休養日について
  - (1)活動時間の設定
    - ① 学期中の平日の活動時間
      - 長くとも2時間程度とする。
      - 16:30 (完全下校16:45) までの活動とする。ただしこの場合、実質の活動時間がほとんどないため、顧問が時間の延長が必要と判断した場合、延長を認め、次のとおりとする
        - 1学期及び3月については、17:45(完全下校18:00)
        - ・2学期(3月を除く)については、17:15(完全下校17:30)
    - ② 休業日(学期中の土日,祝日,休日,長期休業中の平日を含む)の活動時間
      - 長くとも3時間程度とする。(対外試合等を行う場合は、この限りではない。)
    - ③ 朝練習について
      - 同一の運動部が、長期間にわたって連続的な朝練習は行わない。
      - 施設の利用上、あるいは放課後の活動制限等のため、校長が認めた場合の朝練習は行ってもよい。その場合、保護者の了承が得られた場合に限り、7:30~8:00の活動を認める。朝練習を行う場合も、放課後の活動を含め1日の活動時間は、長くとも2時間程度とする。朝練習が授業の支障にならないように、登校時刻は、7時20分以降とする。

- ④ 強化練習期間 (ハイシーズン) の設定
  - 年間計画において、強化練習期間(ハイシーズン)の設定を校長が認めた場合、その期間 は通常よりも長時間活動することができる。この場合には、それ以外の時期に休養日を十分 に確保する。
  - 強化練習期間(ハイシーズン)は、中学校体育連盟が主催、共催する大会、吹奏楽コンクール等、力を発揮するため、心身強化の時期と考える。保護者の了承が得られた場合に限り、大会2週間前から、①の延長時間に加え、さらに30分の活動時間の延長を認める。
  - 強化練習期間(ハイシーズン)の設定は、年間3回までとする。

## (2) 休養日の設定

- ① 学期中の休養日
  - 学期中は、週2日以上の休養日を設ける。
  - 平日は少なくとも1日, 土曜日・日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。3日以上の連休が続く場合は, 1日の完全休養日を設ける。
  - 週末に休養日を設定できなかった場合、あるいは3時間を越えて活動した場合は、原則として、休養日を他の週末に振り替えるものとする。
- ② 長期休業期間中の休養日
  - 週末及び祝日、休日、学校閉庁日を休養日とする。また、長期休業前の全校集会等の後から、長期休業明けの全校集会までの間の週末及び祝日は、「長期休業中の休養日」扱いとする。
- (3)活動計画について
  - 1 年間活動計画
    - 別添のとおりの予定とする。
  - ② 毎月の活動計画
    - 各顧問より、生徒及び保護者へ、文書で伝える。

## 5 参加する大会等について

- (1)参加する大会について
  - 中学校体育連盟が主催、共催する大会、全日本吹奏楽連盟が主催するコンクール等を基本 とし、参加する大会等を精選する。
- (2)参加する大会等への移動手段について
  - 部員の移動については、「現地集合・現地解散」を基本とし、公共交通機関を利用することを原則とする。公共交通機関が困難な場合は、貸切バス等を依頼することを検討する。
  - 上記が困難な場合で保護者からの申し出があった場合には、保護者の責任で、自分の子どもを送迎する。
  - 「親の会」等でお互いに子どもの送迎をお願いすることについては、互いの共通理解のもと、送迎用の保険に加入し、対応する等の配慮をする。「親の会」等の輪番制などの割当での送迎については、それぞれの保護者で事情が異なるため避ける。
    - ※ 各部顧問と各部保護者代表の方との連絡・相談の下、できるだけ保護者の負担にならないよう、共通理解と了解を得ることを前提とする。

## 6 その他

- (1) 施設開放利用との関わりについて
  - 夜間の施設開放を利用しての活動は部活動ではないため、顧問は参加しない。
  - 生徒の健康管理面や学習面、生徒の負担等を判断して、本校の施設開放利用は、原則として週1回とする。
  - 土・日を含む休業日の部活動において、大会や練習試合等を含む長時間活動を行った場合 (3時間程度以上)には、夜間の活動を行わないこととする。
- (2) 顧問の専門性
  - 教職員の異動は、専門教科で行われ、部活動の顧問を優先しての異動はないため、教員に は専門でない部活動の顧問をお願いすることもある。また、職員の構成により、異動はな いものの前年度と顧問が替わることもある。